## 「笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員,設備及び運営に関する基準を 定める条例」の制定に伴う基準(案)

参酌、従うべき、標準、その他の基準	笠間市の対応	改定案の 条文
指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営	笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及	
に関する基準	び運営に関する基準を定める条例	
(基本方針)	(基本方針)	
第170条 指定地域密着型サービスに該当する複	従来の国の基準のとおりとする。	
合型サービス(以下「指定複合型サービス」という。)		
の事業は、指定居宅サービス等基準第59条に規定		
する訪問看護の基本方針及び第62条に規定する		
小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行		
うものでなければならない。		
(従業者の員数等)	(従業者の員数等)	
第171条 指定複合型サービスの事業を行う者(以	従来の国の基準のとおりとする。	
下「指定複合型サービス事業者」という。) が当該		
事業を行う事業所(以下「指定複合型サービス事業		
所」という。) ごとに置くべき指定複合型サービス		
の提供に当たる従業者(以下「複合型サービス従業		
者」という。) の員数は,夜間及び深夜の時間帯以		
外の時間帯に指定複合型サービスの提供に当たる		
複合型サービス従業者については,常勤換算方法		
で,通いサービス(登録者(指定複合型サービスを		
利用するために指定複合型サービス事業所に登録		
を受けた者をいう。以下同じ。) を指定複合型サー		
ビス事業所に通わせて行う指定複合型サービス事		
業をいう。以下同じ。) の提供に当たる者をその利		
用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及		
び訪問サービス(複合型サービス従業者が登録者の		
居宅を訪問し、当該居宅において行う複合型サービ		
ス(本体事業所である指定複合型サービス事業所に		
あっては当該本体事業所に係るサテライト型指定		
小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型		
指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登		
録者の居宅において行う指定複合型サービスを含		
む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に		
当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通		
じて指定複合型サービスの提供に当たる複合型サ		
ービス従業者については,夜間及び深夜の勤務(夜		

間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除 く。)をいう。第6項において同じ。)に当たる者を 1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に 必要な数以上とする。

- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第1項の複合型サービス従業者のうち1以上の 者は、常勤の保健師又は看護師でなければならな い。
- 4 第1項の複合型サービス従業者のうち、常勤換算方法で2.5以上の者は、保健師、看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) でなければならない。
- 5 第1項の通いサービス及び訪問サービスの提供 に当たる従業者のうち、1以上の者は、看護職員で なければならない。
- 6 宿泊サービス(登録者を指定複合型サービス事業 所に宿泊させて行う指定複合型サービス(本体事業 所である指定複合型サービス事業所にあっては、当 該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機 能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予 防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身 の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当 該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定 複合型サービスを含む。)をいう。以下同じ。)の利 用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯 を通じて利用者に対して訪問サービスを提供する ために必要な連絡体制を整備しているときは、第一 項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通 じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる 複合型サービス従業者を置かないことができる。
- 7 指定複合型サービス事業所に次の各号のいずれ かに掲げる施設等が併設されている場合において, 前各項に定める人員に関する基準を満たす複合型 サービス従業者を置くほか,当該各号に掲げる施設 等の人員に関する基準を満たす従業者を置いてい るときは,当該複合型サービス従業者は,当該各号 に掲げる施設等の職務に従事することができる。
  - (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
  - (2) 指定地域密着型特定施設
  - (3) 指定地域密着型介護老人福祉施設

- (4) 指定介護療養型医療施設(医療法第7条第2 項第4号に規定する療養病床を有する診療所で あるものに限る。)
- 8 指定複合型サービス事業者は、登録者に係る居宅 サービス計画及び複合型サービス計画の作成に専 ら従事する介護支援専門員を置かなければならな い。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇 に支障がない場合は、当該指定複合型サービス事業 所の他の職務に従事し、又は当該指定複合型サービ ス事業所に併設する前項各号に掲げる施設等の職 務に従事することができる。
- 9 前項の介護支援専門員は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。
- 10 指定複合型サービス事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定複合型サービスの事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき(同条第4項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第3条の4第12項の規定により同条第1項第4号イに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定複合型サービス事業者は、第4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

## (管理者)

- 第172条 指定複合型サービス事業者は,指定複合型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし,指定複合型サービス事業所の管理上支障がない場合は,当該指定複合型サービス事業所の他の職務に従事し,又は同一敷地内にある他の事業所,施設等若しくは当該指定複合型サービス事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。
- 2 前項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイ サービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模 多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生 活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業 者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症で

## (管理者)

従来の国の基準のとおりとする。

ある者の介護に従事した経験を有する者であって、 別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているも の、又は保健師若しくは看護師でなければならな い。	
の、又は保健師若しくは看護師でなければならな	
V <sub>o</sub>	
(指定複合型サービス事業者の代表者) (指定	王複合型サービス事業者の代表者)
第173条 指定複合型サービス事業者の代表者は、 従来の	)国の基準のとおりとする。
特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、	
介護老人保健施設,指定小規模多機能型居宅介護事	
業所,指定認知症対応型共同生活介護事業所,指定	
複合型サービス事業所等の従業者,訪問介護員等と	
して認知症である者の介護に従事した経験を有す	
る者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サー	
ビスの経営に携わった経験を有する者であって、別	
に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの,	
又は保健師若しくは看護師でなければならない。	
(登録定員及び利用定員) (登録	<b></b>   定員及び利用定員)
第174条 指定複合型サービス事業所は、その登録 従来の	)国の基準のとおりとする。
定員(登録者の数の上限をいう。以下この章におい	
て同じ。)を25人以下とする。	
2 指定複合型サービス事業所は,次に掲げる範囲内	
において,通いサービス及び宿泊サービスの利用定	
員(当該指定複合型サービス事業所におけるサービ	
スごとの一日当たりの利用者の数の上限をいう。以	
下この章において同じ。)を定めるものとする。	
(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15	
人まで	
(2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3	
分の1から9人まで	
(設備及び備品等) (設備	前及び備品等)
第175条 指定複合型サービス事業所は、居間、食 従来の	)国の基準のとおりとする。
堂,台所,宿泊室,浴室,消火設備その他の非常災	
害に際して必要な設備その他指定複合型サービス	
の提供に必要な設備及び備品等を備えなければな	
らない。	
2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。	
(1) 居間及び食堂 居間及び食堂は,機能を十分	
に発揮しうる適当な広さを有すること。	
(2) 宿泊室	
イ 一の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、	
利用者の処遇上必要と認められる場合は,2	
人とすることができる。	

ロ 一の宿泊室の床面積は、7.43平方メー トル以上としなければならない。ただし、指 定複合型サービス事業所が病院又は診療所で ある場合であって定員が1人である宿泊室の 床面積については、6.4平方メートル以上 とすることができる。 ハ イ及びロを満たす宿泊室(以下この号にお いて「個室」という。) 以外の宿泊室を設ける 場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した 面積は、おおむね7. 43平方メートルに宿 泊サービスの利用定員から個室の定員数を減 じた数を乗じて得た面積以上とするものと し、その構造は利用者のプライバシーが確保 されたものでなければならない。 ニ プライバシーが確保された居間について は、ハの個室以外の宿泊室の面積に含めるこ とができる。 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定複合型サー ビスの事業の用に供するものでなければならない。 ただし, 利用者に対する指定複合型サービスの提供 に支障がない場合は,この限りでない。 4 指定複合型サービス事業所は、利用者の家族との 交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点 から, 住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や 地域住民との交流の機会が確保される地域にある ようにしなければならない。 (指定複合型サービスの基本取扱方針) (指定複合型サービスの基本取扱方針) 第176条 指定複合型サービスは,利用者の要介護 従来の国の基準のとおりとする。 状態の軽減又は悪化の防止に資するよう, その目標 を設定し、計画的に行われなければならない。 2 指定複合型サービス事業者は、自らその提供する 指定複合型サービスの質の評価を行うとともに、定 期的に外部の者による評価を受けて, それらの結果 を公表し、常にその改善を図らなければならない。 (指定複合型サービスの具体的取扱方針) (指定複合型サービスの具体的取扱方針) 第177条 指定複合型サービスの方針は、次に掲げ 従来の国の基準のとおりとする。 るところによるものとする。 (1) 指定複合型サービスは、利用者が住み慣れた 地域での生活を継続することができるよう,利用 者の病状,心身の状況,希望及びその置かれてい

る環境を踏まえて, 通いサービス, 訪問サービス

及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることに より、療養上の管理の下で妥当適切に行うものと する。

- (2) 指定複合型サービスは、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- (3) 指定複合型サービスの提供に当たっては、複合型サービス計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (4) 複合型サービス従業者は、指定複合型サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの提供の内容等について、理解しやすいように説明又は必要に応じた指導を行うものとする。
- (5) 指定複合型サービス事業者は、指定複合型サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (6) 指定複合型サービス事業者は、前号の身体的 拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その 際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得な い理由を記録しなければならない。
- (7) 指定複合型サービスは、通いサービスの利用 者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続く ものであってはならない。
- (8) 指定複合型サービス事業者は、登録者が通い サービスを利用していない日においては、可能な 限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守 り等を行う等登録者の居宅における生活を支え るために適切なサービスを提供しなければなら ない
- (9) 看護サービス(指定複合型サービスのうち, 保健師,看護師,准看護師,理学療法士,作業療 法士又は言語聴覚士(以下この章において「看護 師等」という。)が利用者に対して行う療養上の 世話又は必要な診療の補助であるものをいう。以

下この章において同じ。)の提供に当たっては, 主治の医師との密接な連携により,及び第179 条第1項に規定する複合型サービス計画に基づ き,利用者の心身の機能の維持回復が図られるよ う妥当適切に行わなければならない。

- (10) 看護サービスの提供に当たっては、医学の進 歩に対応し、適切な看護技術をもって、サービス の提供を行わなければならない。
- (11) 特殊な看護等については、これを行ってはな らない。

(主治の医師との関係)

- 第178条 指定複合型サービス事業所の常勤の保 健師又は看護師は、主治の医師の指示に基づき適切 な看護サービスが提供されるよう、必要な管理をし なければならない。
- 2 指定複合型サービス事業者は、看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。
- 3 指定複合型サービス事業者は、主治の医師に複合型サービス計画及び複合型サービス報告書を提出し、看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。
- 4 当該指定複合型サービス事業所が病院又は診療 所である場合にあっては、前二項の規定にかかわら ず、第2項の主治の医師の文書による指示及び前項 の複合型サービス報告書の提出は、診療記録への記 載をもって代えることができる。

(複合型サービス計画及び複合型サービス報告書の 作成)

- 第179条 指定複合型サービス事業所の管理者は、 介護支援専門員に複合型サービス計画の作成に関 する業務を、看護師等(准看護師を除く。第9項に おいて同じ。)に複合型サービス報告書の作成に関 する業務を担当させるものとする。
- 2 介護支援専門員は、複合型サービス計画の作成に 当たっては、看護師等と密接な連携を図りつつ行わ なければならない。
- 3 介護支援専門員は、複合型サービス計画の作成に 当たっては、地域における活動への参加の機会が提 供されること等により、利用者の多様な活動が確保 されるものとなるように努めなければならない。

(主治の医師との関係)

従来の国の基準のとおりとする。

(複合型サービス計画及び複合型サービス報告書の 作成)

従来の国の基準のとおりとする。

4 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及 びその置かれている環境を踏まえて,他の複合型サ ービス従業者と協議の上,援助の目標,当該目標を 達成するための具体的なサービス の内容等を記載した複合型サービス計画を作成す るとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の 様態, 希望等を勘案し, 随時適切に通いサービス, 訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた看 護及び介護を行わなくてはならない。 5 介護支援専門員は、複合型サービス計画の作成に 当たっては, その内容について利用者又はその家族 に対して説明し、利用者の同意を得なければならな V) 6 介護支援専門員は、複合型サービス計画を作成し た際には, 当該複合型サービス計画を利用者に交付 しなければならない。 7 介護支援専門員は、複合型サービス計画の作成後 においても, 常に複合型サービス計画の実施状況及 び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じ て複合型サービス計画の変更を行う。 8 第2項から第7項までの規定は、前項に規定する 複合型サービス計画の変更について準用する。 9 看護師等は,訪問日,提供した看護内容等を記載 した複合型サービス報告書を作成しなければなら ない。 10 前条第4項の規定は、複合型サービス報告書の作 成について準用する。 (緊急時等の対応) (緊急時等の対応) 第180条 複合型サービス従業者は、現に指定複合 従来の国の基準のとおりとする。 型サービスの提供を行っているときに利用者に病 状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やか に主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講 じなければならない。 2 前項の複合型サービス従業者が看護職員である 場合にあっては,必要に応じて臨時応急の手当てを 行わなければならない。 (記録の整備) (記録の整備) 第181条 指定複合型サービス事業者は、従業者、 介護報酬の返還請求の消滅時効が5年であるため、記 設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておか 録を5年間保存とします。

なければならない。

- 2 指定複合型サービス事業者は、利用者に対する指 定複合型サービスの提供に関する次の各号に掲げ る記録を整備し、その完結の日から2年間保存しな ければならない。
  - (1) 居宅サービス計画
  - (2) 複合型サービス計画
  - (3) 第177条第6号に規定する身体的拘束等の 態様及び時間,その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由の記録
  - (4) 第178条第2項に規定する主治の医師による指示の文書
  - (5) 第179条第10項に規定する複合型サービス報告書
  - (6) 次条において準用する第3条の18第2項に 規定する提供した具体的なサービスの内容等の 記録
  - (7) 次条において準用する第3条の26に規定する市町村への通知に係る記録
  - (8) 次条において準用する第3条の36第2項に 規定する苦情の内容等の記録
  - (9) 次条において準用する第3条の38第2項に 規定する事故の状況及び事故に際して採った処 置についての記録
  - (10) 次条において準用する第85条第2項に規 定する報告,評価,要望,助言等の記録

(準用)

第182条 第3条の7から第3条の11まで,第3 条の18,第3条の20,第3条の26,第3条の 32から第3条の36まで,第3条の38,第 3条の39,第53条,第55条,第58条,第6 8条から第71条まで,第74条から第76条まで,第78条,第79条及び第81条から第86条の規定は,指定複合型サービスの事業について準用する。この場合において,第3条の7第1項中「第3条の29に規定する運営規程」とあるのは「第182条において準用する第81条に規定する重要事項に関する規程」と,「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「複合型サービス従業者」と、第3条の32中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり,第55条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり,並びに第70 (準用)

従来の国の基準のとおりとする。

条及び第78条中「小規模多機能型居宅介護従業	
者」とあるのは「複合型サービス従業者」と,第8	
6条中「第63条第6項各号」とあるのは「第17	
1条第7項各号」と読み替えるものとする。	